

新潟市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、夜間及び休日等における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、市長の要請を受けた病院の開設者が行う病院群輪番制病院運営事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この事業の補助対象となる者は、相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、第二次救急医療施設としての診療機能を有する病院を運営する法人（以下「補助事業者」とする。）であって、次の各号の要件にすべて該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでない者。

(事業の運営方針)

第3条 この事業は、病院群輪番制方式により夜間及び休日等の診療体制を整えるものとし、原則として初期救急医療施設からの転送患者を受入れるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、この要綱に基づき実施する事業とし、診療科目は別表に定める科目とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費と同表に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、規則第6条の規定に基づく補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業の概要(別紙1)
- (2) 病院群輪番制運営事業計画書(別紙2)
- (3) 病院群輪番制運営事業所要額明細書(別紙3)
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、必要な審査を行い、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請事項の変更等)

第10条 第8条の規定による通知を受けた補助事業者は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、補助事業変更申請書(別記様式第3号)によりその旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の交付決定額を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の取り消し、又は変更を決定したときは、補助金交付決定変更通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（別記様式第5号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後1か月以内又は当該補助金の交付の決定にかかる年度の3月31日のいずれか早い時期までに市長へ提出するものとする。

（1） 病院群輪番制病院診療科目別患者数等調（別紙1）

（2） 病院群輪番制病院運営事業実績額明細書（別紙2）

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、書類審査等を行ったうえで、補助金額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知し交付するものとする。

2 市長は、書類審査にあたり、前条各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 事業の全部又は一部を中止したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和11年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

診療科目	区分	対象時間	基準額 (1日当たり)	補助対象経費
内科	夜間	午後5時から翌日午前9時まで	88,000円	病院群輪番制の運営に必要な次に掲げる経費の実支出額の合算額とする。 1 給与費 2 報償費（医師雇上謝金等）
	土曜	正午から午後5時まで	44,000円	
	休日	午前9時から午後5時まで	88,000円	
小児科	夜間	午後5時から翌日午前9時まで	98,000円	
	土曜	正午から午後5時まで	49,000円	
	休日	午前9時から午後5時まで	98,000円	
整形外科	夜間	午後5時から翌日午前9時まで	88,000円	
	土曜	午前9時から午後5時まで	88,000円	
	休日	午前9時から午後5時まで	88,000円	
産科	夜間	午後5時から翌日午前9時まで	60,000円	
	土曜	正午から午後5時まで	30,000円	
	休日	午前9時から午後5時まで	60,000円	
婦人科	夜間	午後5時から翌日午前9時まで	30,000円	
	土曜	正午から午後5時まで	15,000円	
	休日	午前9時から午後5時まで	30,000円	

(注1) 休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日、

8月13日から同月15日まで、並びに12月29日から1月3日までとする。

(注2) 診療日の設定方法については、上記に定める区分ごとにそれぞれ1日として計算する。

(注3) 当番可能時間が対象時間に満たない場合は、不足する時間の割合に応じて基準額から

減額する。

(注4) 補助対象経費について、新潟市疾患別病院群輪番制病院運営事業補助金、新潟市救急搬送患者受入促進事業費補助金、及び国・県・市の他の補助金で補助対象とした経費は除く。

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地
名 称
代表者

対象病院 所在地
名 称
代表者

病院群輪番制病院運営事業補助金交付申請書

年度の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
病院群輪番制病院運営事業 「 病院」
2. 補助事業の目的及び内容
初期救急医療施設（急患診療センター）及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、夜間及び休日等における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。
3. 補助対象経費
病院群輪番制病院としての運営費
4. 交付申請額及びその算定方法
金 円
5. 補助事業の期間（予定）年月日
年 月 日～ 年 月 日
6. 情報の公表の内容、方法及び時期
7. 添付書類
 - (1) 補助事業に係る事業の概要（別紙1）
 - (2) 補助事業に係る事業計画書（別紙2）
 - (3) 病院群輪番制運営事業所要額調（別紙3）
 - (4) 市税の納税証明書

年度新潟市病院群輪番制運営事業計画書

- 1 病 院 名 _____
 2 開 設 者 _____
 3 許 可 病 床 数 _____ 床
 4 当番日の診療体制

【 科】

区 分	常勤職員	非常勤職員	当番予定日数
計	人	人	____ 日 (____ 日)
医 師	人	人	
看 護 師	人	人	
放 射 線 技 師	人	人	
検 査 技 師	人	人	
薬 剤 師	人	人	
その他(事務職員等)	人	人	

【 科】

区 分	常勤職員	非常勤職員	当番予定日数
計	人	人	____ 日 (____ 日)
医 師	人	人	
看 護 師	人	人	
放 射 線 技 師	人	人	
検 査 技 師	人	人	
薬 剤 師	人	人	
その他(事務職員等)	人	人	

【 科】

区 分	常勤職員	非常勤職員	当番予定日数
計	人	人	____ 日 (____ 日)
医 師	人	人	
看 護 師	人	人	
放 射 線 技 師	人	人	
検 査 技 師	人	人	
薬 剤 師	人	人	
その他(事務職員等)	人	人	

新潟市病院群輪番制運営事業所要額明細書

(科)	(病院名)		
区 分	救急医療に必要な 支出予定額 A 円	輪番運営に必要な 支出予定額 B 円	備 考
1 給与費			
(1) 医 師			
(2) 看 護 師			
(3) 医療技術員			
(4) そ の 他			
2 報償費			
(1) 医 師			
(2) 看 護 師			
(3) 医療技術員			
(4) そ の 他			
合計			

別記様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

新潟市長

印

病院群輪番制病院運営事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付の決定をいたしましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称 病院群輪番制病院運営事業「 病院」
2. 交付決定額 金 円
3. 補助事業の目的及び内容 申請書記載のとおり

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 所在地
名称
代表者

対象病院 所在地
名称
代表者

病院群輪番制病院運営事業補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号の2で補助金の交付決定のあった事業
について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1. 補助事業の名称
病院群輪番制病院運営事業 「 病院」
2. 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3. 変更の理由
4. 変更予定年月日

第 年 月 日 号

様

新潟市長

印

病院群輪番制病院運営事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号の2で交付決定した
については、次のとおり変更したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 病院群輪番制病院運営事業「 病院」
2. 既交付決定額 金 円
3. 変更交付決定額 金 円
4. 変更事項

変 更 前	変 更 後

5. 変更の理由

（宛先）新潟市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者

対象病院 所在地
名 称
代表者

病院群輪番制運営事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業
が完了したので下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の名称 病院群輪番制運営事業「 病院」
2. 交付決定額及びその精算額 金 円
3. 補助事業完了年月日 年 月 日
4. 補助事業の成果 別紙1のとおり
5. 補助事業の精算に係る収支明細 別紙2のとおり
6. 情報の公表の状況

年度病院群輪番制病院診療科目別患者数等調

(1) 患者数等

(施設)

区分		計	科	科	科	科	科	科	科	備考
患者延数	入院	人	人	人	人	人	人	人	人	
	外来									
	計									
1日(当番日)平均	入院									
	外来									
	計									
実診療(当番日)日数		日								

(2) 職員数

職種別	職員数	病院職員数	1日当たり従事者数		備考
			常勤	オンコール	
A 医師		人	人	人	
B 看護師					
C その他の医療従事者					
内 検査技師					
訳 薬剤師等					
D 事務職員等					
計					

(3) 取扱患者の来院・方法別内訳

区分	初期救急医療施設からの転送			その他			計
	救急車	その他	計	救急車	その他	計	
入院							
外来							
計							

年度病院群輪番制病院運営事業実績額明細書

(科)		(病院名)	
区 分	救急医療に必要な 実支出額 A	輪番運営に必要な 実支出額 B	備 考
1 給与費	円	円	
(1) 医師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
2 報償費			
(1) 医師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
合 計			

別記様式第6号（第12条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

新潟市長

印

病院群輪番制病院運営事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 交付済額 | 金 | 円 |
| 3. 確定額 | 金 | 円 |